

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

第1回会議 議事録

- 1 日 時 令和5年8月1日（火） 午後2時33分～午後3時45分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○部会長及び部会長代理の選出
○最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について
○関係労働者及び関係使用者の意見聴取について
○最低賃金に関する基礎調査結果について
○島根県最低賃金について

【指導官】 ただ今から島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会第1回会議を開会いたします。

本日の会議は、専門部会委員の任命後初めての会議ですので、部会長及び部会長代理が選出されますまでは事務局において議事進行させていただきます。

まず、配付資料の確認をお願いします。

本日は会議次第が1枚、会議資料としてインデックスのナンバー1からナンバー4まで綴じたものをお配りしていますのでご確認をお願いします。

資料ナンバー1が1枚もので、当専門部会の委員名簿、資料ナンバー2が1枚もので、当専門部会の運営規程、資料ナンバー3が表紙と目次があり、1ページから49ページまでの最低賃金に関する基礎調査結果報告書、資料ナンバー4が表紙と目次があり、1ページから18ページまでの最低賃金に関する基礎調査結果報告書 参考資料となっております。

以上をお配りしております。

【指導官】 続きまして、委員の出席状況等について御報告します。

本日は、委員全員に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は有効に成立しますことを御報告します。

なお、専門部会委員の御紹介ですが、お手元の資料番号1「委員名簿」の

とおり令和5年7月24日付けで任命させていただいておりますのでこの委員名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

また、本日の会議及び議事録につきましては公開となっております。

本日の会議の公開につきまして、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに7月21日から7月28日まで掲示いたしました結果、7名の傍聴希望者があり、本日6名の方が傍聴されておりますので御報告します。傍聴者の様方には、傍聴にあたっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

なお、本会議は公開としておりますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程に基づき、部会長判断により会議を非公開とされる場合がありますことを予め御承知おきいただきますようお願いいたします。

【指導官】 それでは、会議次第の2番目に移りまして、労働基準部長の三上が御挨拶いたします。

【部長】 委員の皆様方にはお忙しい中、島根県最低賃金専門部会委員に御就任いただき誠にありがとうございます。

今年度の県最賃の改正審議につきましては、7月6日に開催されました第430回本審議会におきまして局長より諮問させていただき今年度の金額審議が始まりました。

今年度から目安制度が変更され、目安ランク区分が3ランク制のBランクとなって初めての審議となります。中央最低賃金審議会からは過去最高となる40円の目安額が示されたことに加えまして、物価上昇やエネルギー価格の高騰などにより、最低賃金を取り巻く事情は非常に厳しく労使の皆様それぞれのご意見はあろうかと思いますが、島根県における最低賃金の事情を総合的に勘案いただきまして、充実したご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

そのうえで、最後には、できれば全会一致での結審につきまして、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。

【指導官】 それでは、会議次第の3番目に部会長及び部会長代理の選出に移ります。

【室 長】 部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条第2項、第25条第4項により、「公益委員を代表する委員のうちから、委員が選挙する」こととなっております。

島根におきましては、委員からの推薦をいただいているところですが、どなたか推薦をお願いできますでしょうか。

【景山委員】 それでは、私から推薦させていただいてよろしいでしょうか。
部会長に藤本委員、部会長代理に吉田委員をお願いしたいと思います。

【室 長】 ありがとうございます。
ただいま、景山委員より部会長に藤本委員、部会長代理に吉田委員との御発言がありましたが、委員の皆様異議はございませんか。
(異議なし)

ありがとうございます。それでは、部会長には藤本委員、部会長代理には吉田委員が選出されました。

【指導官】 どうもありがとうございました。
それでは、今後の議事進行につきましては、部会長の藤本委員、部会長代理の吉田委員よろしく願いいたします。
それでは、藤本部会長から御挨拶をいただきまして、以降の会議の進行をお願いします。

【部会長】 部会長となりました藤本でございます。よろしくお願いします。
先ほど基準部長さんが言われたように過去最高額となる40円が目安額が示され大変厳しい状況の中ではありますが、「骨太の方針」などで「全国加重平均1000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかり議論を行う」とされています。十分に審議を尽くして島根にふさわしい最低賃金の改正となるよう吉田部会長代理ともども審議の運営に努めてまいりたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

【部会長】 続きまして、会議次第の4番目、最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について事務局から報告して下さい。

【室 長】 最低賃金審議会令第6条第5項は、「審議会は、あらかじめ議決するところ

により、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」最低賃金審議令第6条第7項は、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」という規定ですが、これについては、先般の第430回審議会において最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項を適用することが議決されていますので、その旨、御報告いたします。

【部会長】 事務局から報告のとおり、審議会令第6条第5項及び第7項については第430回本審で議決されていますので御承知おき下さい。

【部会長】 会議次第の5番目、関係労使の意見聴取について事務局から報告して下さい。

【室長】 最低賃金法第25条第5項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とあり、これに基づいて7月6日から26日までの間、関係者の意見聴取について公示いたしましたところ、7月26日付けで島根県労働組合総連合、島根県自治体労働組合総連合、から意見書の提出があり、先ほどの第431回審議会ではまね労連の加藤事務局次長から意見陳述が行われましたのでその旨御報告いたします。

次に専門部会における聴取の取り扱いについてです。

最低賃金法第25条第6項では、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」、そして、専門部会運営規程第4条第3項では、「専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。」と規定しています。

専門部会における参考人からの意見聴取の取扱を御審議いただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

【部会長】 ただ今、事務局から説明がありました。参考人から意見を聞くかどうか諮りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

【森脇委員】 意見を今のところ聞く必要はないと思います。

ただし、事務局の説明のとおり、部会長が認めた時には聴くべきであると考えております。以上です。

【景山委員】 同じでございます。

【部会長】 分かりました。それでは労側、使側、公益も専門部会における意見聴取は特にしない。しかし、部会長が認めた時には改めて諮らせていただくことにします。

【部会長】 会議次第の6番目に移ります。最低賃金に関する基礎調査結果が取りまとめられましたので事務局は説明をお願いします。

【指導官】 本年6月1日に実施しました最低賃金に関する基礎調査について、説明させていただきます。お配りしております赤いインデックスの資料No.3と資料No.4を御覧ください。

資料No.3については、49ページ物の「最低賃金に関する基礎調査結果報告書」、49ページの後ろに「総括表」と記載されている6枚物の政府統計e-statに掲載する予定の統計表です。

資料No.4は18ページ物で、最低賃金未満率・影響率などを「参考資料」としております。

では、資料No.3の方を御覧ください。1ページ目が、基礎調査の概要になります。1ページの2(2)のとおり、この調査はア〜クまでの8産業を対象に行っており、本年6月分の賃金の支払見込み額を回答いただく調査となっております。基本給の賃金形態について、月給、日給、時間給のいずれかを記入していただき、月給と日給は時給に換算し集計しています。

次に2ページの第1表ですが、総務省の平成28年経済センサス活動調査、以下、経済センサスと言います。この調査から事業所数と労働者数を産業別、規模別に分けて計上しています。この表の網かけ部分の数字が基礎調査の対象となっております。

規模については、製造業が99人までの規模を対象にしており、それ以外の産業は29人以下の事業所を対象として調査を行っています。

次に3ページの第2表については、基礎調査の実施結果となります。

上段が調査産業計で、中段の地域別最低賃金適用の産業と下段の産業別最低賃金適用の産業を合計したものが上段の調査産業計となっております。

表の見方ですが、一番上の行の数字で説明すると産業別を含めた全体で調査対象事業所数14,692の事業所のうち1,756の事業所に調査を依頼し、そのうち1,069の事業所から回答があり、回答率は60.9%となっております。回答のあったうち1,069事業所のうち、廃止・労働者な

し・労働者の規模外などを除いた有効件数が991件となっています。

参考までに、今年は1,756の事業所に調査を依頼したのに対し、昨年は1,467事業所に依頼し、877の回答があり、回答率が59.8%でしたので1.1ポイント増となっております。

第2表の左側の調査対象の事業所数、それから労働者数というのは、経済センサスを基に把握した最新の事業所数、労働者数であって、これを母集団と呼んでいます。私どもが使っておりますシステムが指示した必要数をきちんと集め切って集計すれば、この経済センサスが示した島根県最低賃金適用労働者数の分布をそのまま正しく推定できるとされており、従来から同様の方法で調査を行っています。

次に4ページ以降に、産業の区分別に、事業所規模別、年齢別、男女別にそれぞれ集計の仕方を変えた3枚の「賃金分布表」を付けております。それと、その産業区分において労働者数が、どのように分布しているかを表したグラフを1枚付けて、3枚の賃金分布表と1枚のグラフ、これがワンセットになって43ページまで続いています。

これらの表の補足説明となりますが、例えば地域最低賃金適用の産業でみると、8ページの第6表、島根県最低賃金適用者91,229人となっております。第6表の一番左の合計欄に書いてある数字です。

なお、経済センサスが示した島根県最低賃金適用労働者数は、3ページの第2表の中段では91,147人となっておりますが、これは調査データがなく復元されなかった産業にかかる労働者数が除かれているため相違減少しているものです。

9ページと10ページは、この91,229人を男女別、年齢別にそれぞれ集計し直したものです。3枚とも下にある合計欄の特性値は全て同数値となっております。

次に44ページの第33表につきましては、特性値と最低賃金未満労働者数を表した表となります。この表の下半分が島根県最低賃金適用産業の労働者を対象とした分布の特性値となります。右側の欄は最低賃金未満労働者数です。857円未満の労働者数が、調査結果を経済センサスから算出した91,229人に復元したときに1,595人いることを表しています。

地域別最低賃金適用産業の未満率は1.7%で、昨年度が1.5%でしたので、0.2ポイント増となっております。

資料はつけてございませんが参考までに、この調査において最低賃金未満労働者のサンプル数は116人でした。男女別では男性37人、女性79人で女性が多く、年齢別では50代までが78人で、60歳以上が38人となっております。また、規模別では1～9人の小規模事業所が64人で最も多く

なっています。業種別では生活関連サービス業、 娯楽業が最も多く 21 人となっています。

次に 45 ページの第 34 表ですが、これは月平均の賃金額、時間額、1 カ月の労働時間数の資料です。

47 ページの第 35 表は特性値一覧です。全産業計、島根県最低賃金適用の産業計、地域別最賃を構成する 7 つの産業についての賃金分布表が、4 ページから 43 ページまでセットで続いています。この特性値を一覧表化したものが、この第 35 表となります。

49 ページの第 36 表につきましては、賃金分布表の区分により、構成比等を集計したもので、第 37 表は一般労働者とパート労働者の比率を出した数値となります。

次に、資料 No. 4 の参考資料の御説明をいたします。

1 ページ目の参考資料 1 は基礎調査の設計図に当たるものです。39 の産業に分類し、経済センサスの数値を基に、母集団事業所数と労働者数を集計システムに設定し、調査データを取り込むことでシステムが集計時に用いる復元率を算出します。

2 ページ目の参考資料 2 は、最低賃金未満者数と未満率を時系列で記載したものです。

3 ページ目の参考資料 3 は、最低賃金引上げ額、引上げ率と影響率の関係を示した表です。この表は調査産業計より集計したものとなります。

資料 No. 3 の報告書では小数点第 1 位までしか記載していませんが、この参考資料では小数点第 2 位まで記載しています。

また、報告書の資料の賃金分布表は賃金額が 10 円刻みとなっていますが、この参考資料の調査産業計、地域別最低賃金適用産業計は、それぞれ現在の最低賃金額 857 円から 1 円刻みでの分布表となっていますので参考にいただければと思います。

それから、一番右側の列の「未満労働者数」のもととなった 1 円刻みのサンプル数については、4 ページに「P3 の補足資料」として添付しております。復元後の労働者数の累計と 3 ページの未満労働者数と一致した数字となります。

私からの説明は以上となります。

【部会長】 基礎調査結果について説明がありましたが、何か質問はありますか。

【景山委員】 未満労働者についてご説明がありまして、要望でございますが、百十何名の未満であるとのことで、実数として確認されていますので、それ以下

の方は適正な働き方をされているかどうかを、最低賃金法に則って現在の最低賃金がきちんと支払われているかどうか、という環境の確認をお願いしたい。

【室長】 先ほどのご意見につきましては、確認が出来次第、別の専門部会の中で回答させていただきます。

【部会長】 その他にありますでしょうか。

【森脇委員】 資料3の44Pの未満率が前年度よりもアップしている、増加しているという原因は、昨年33円上がったこと、これが原因かどうか、いたって疑問に思うところであります。

未満率が下がってくるならば話しは分かるけれども、未満率が上がっていくってことは、使用者側から言えば、対応が中々できない企業が増えているというふうに考えざるを得ないと思っており、この辺についてはなぜアップしたかっていうことは分かるでしょうか。

【室長】 何が原因でということ、中々、この調査結果から直ちには分からないところですが、分かる範囲で分析をさせていただいて、これについても後日専門部会で回答させていただきます。

【部会長】 続きまして、会議次第の7番目、島根県最低賃金についてです。

中賃の目安答申、賃金改定状況調査結果、最低賃金に関する基礎調査結果、これまでに配布された資料、地域の経済情勢、雇用の実情等を踏まえて島根県最低賃金の方向性や金額審議の進め方も含めた基本的な考え方について労使委員の皆様から御意見を申し上げます。

【景山委員】 それでは、労働者側から意見を少し述べさせていただきたいと思います。お手元に資料を配らせていただきたいと思います。

今日のところの結論は、Bランクとして初めての審議となるという画期的なこの場面でありまして、思いとしては早急に900円、そして1,000円に到達するためのきちんとした礎をつくっていく、そういう審議にしていきたいと思っております。

それでは、資料を見ていただきながら御説明等をさせていただいて、現場の実態等々については後の2人の委員からも補足として意見を述べさせていただければと思っております。また、使用者側におかれましては、それぞ

れの業界の状況等々についてまたお聞かせをいただく中で、我々も情報共有をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう誰に言われても、物価上昇というのは非常に生活者の生活を圧迫しておることは間違いないということではありますが、コロナ禍から少し脱却をして、経済状況については、配られている資料などを基にしますと、少し回復傾向にあるというふうにも聞かされているところがございます。何分にも成長軌道へ早く転換をしていくことというのがこの島根県に求められている、あるいは我々の望んでいる社会ではないかと思っております。それを実現するためには、やはり人への投資というのが欠かせないということですし、労働者としては最も必要な部分というふうに考えているところでございます。

それから、毎年の審議の中で、特にパート賃金においては年収の壁という問題がございまして、せつかく賃金を引き上げても、働き方の選択にもよりますが、103万円をはじめとする、時間給が上がることによって働く時間を調節するという働き方も出ておりまして、これは中央でも審議が始まっておりますけれども、その動向というのを見守りながら、それはそれとして進めていきたいと思っております。

また、Bランクに位置付けられたというのは、様々な指標を説明いただいておりますけれども、島根がBランクってというのはやっぱり画期的なことだと捉えておるところでございます。県勢順位など様々なところで今まで議論をしてきておりますけれども、最低賃金の実態値がやはり目指してきたDランクの上位に位置していたことが、今回のBランクに位置付けられたということは間違いないことであろうと認識をしております。ですので、その気概を持ってこの審議会に臨んでいきたいと思っております。

また、日本はもう既に稼げる国ではなくなったというふうにも言われておまして、海外で仕事をされる方なども様々マスコミ報道でも出ておりますけれども、そうはいつてもまだまだ派遣労働で全国を行脚される働き方ですとか、外国人の方に手伝っていただきながら、あるいは技能実習として働いてもらうということも片側あるわけでありまして、少なくとも今後、Cランクに人が行くということよりも、島根県を是非選んでもらえる、そういう最低賃金をつくっていききたいなと思っておりますし、公益代表、使用者代表、労働者代表が、これまでと同様に真摯に議論に努めていくべきと思っております。

それから、今回示されましたランクの引上げ目安についてでございます。この3ランクがそれぞれの県で担保をされますと、加重平均は1,002円になると試算がされているわけでありまして、全国の加重平均にも達していない我々にとっては、この加重平均そのものの議論ということは避け

たいと思っておりますし、絶対額でやっぱり勝負をしていくべきと思っております。加えて、今回のランク制の見直しの中では、全国47地方の格差を圧縮していくのだという観点から議論をなされたと理解をしていますが、言い訳は今日述べられたところでありますけれども、やはり1円刻みになっているということについては、労働者側としてはいまいち納得はできないという状況に感じているところでございます。

2ページ目に、中央でも審議がされてきた賃金、生計費、支払い能力といった観点で少しまとめさせていただいております。

まず、賃金部分ですが、連合島根集計では結成以来となる平均賃上げ6,171円という結果となっています。また、連合中央集計でも30年ぶりの高水準ということで、1万560円の平均賃上げを獲得したという結果になっております。春闘期には様々な団体も含めて、価格転嫁、適正取引、こういったことを労使で進めるということを経済的な運動として捉えながら賃上げに臨んだということが、今回の特色ではないかと思っております。

しかしながら、中央値と島根の平均は、島根最高だといえながら大きく中央と水をあげられたということからいけば、地域間格差というのは拡大の春闘となってしまったという課題もあると感じているところでございます。

次に、生計費ですが、審議会の資料にも示されておりますように、低廉な賃金で働く方、いわゆる収入が少ない方のお金の使い道というのは、ほとんど一般消費に回されているという実態であろうかと思っております。現在、最低賃金近傍で必死に働いている方々にとって、今の収入でこの物価高の中での生活というのは、ぎりぎりだろうというふうには感じております。

私は毎日、コンビニエンスに寄ることがございますが、やっぱりコンビニで働いている人も、それぞれの店へのいろんな思いを持っていらっしゃるって働いていらっしゃるというふうに見受けているのですが、現在はコンビニの価格で自分とこのお店で買物をして帰れないと。ディスカウントストアに行って1円でも安いものを求めるというような状況になっていることが、自分が働いている店を守っていくということと裏腹に、非常に厳しい状況になっているというようなお話も実際聞いているところでございます。

連合がまとめているリビングウェイジというものを1枚お渡ししておりますが、これによりますと、最低の生活レベルを維持するという観点では、これ、昨年の年末のまとめですので地賃Dのところに島根がありますけれども、単身者の生計費としては時間額1,030円、これが最低レベルだという試算をしておりますし、島根県は大体車を持っておりますけれども、単身で車を持たれている方は時間額1,339円というものが最低額として示されているところでございます。現在の最賃額と比較しても、いかにその最賃

が低いのかということが言えると思っております。

また、通常の事業の支払い能力に関してですが、今日もお話をお聞かせいただきながら県内の実態についてはつかんでいこうと思っておりますし、これまで使用者側が苦勞されているということは労働者としても理解をしているところでございます。しかしながら、今日の御説明にもあったように、業務改善助成金というのは十分に使われていないという認識がございます。これを使って最低賃金を引き上げていこうということを国を挙げてやっている中で、島根県で活用されていないという実態があるということ。

また、パートナーシップ構築宣言企業、これも経産省が中心となって、つくったときには厚労省も関わっていると思いますけれども、昨日現在、全国3,063社、島根県は84社ということで、鳥取県に次いで少ないという状況になっておりまして、やっぱり取引のある会社同士がウィン・ウインの関係を築いて行こうとすれば、これも前に進めていかないといけないというふうに労働者側としても思っておりますし、それを広めていくためには、我々も運動として継続した取組を展開していきたいというように思っております。

また、参考資料、最後に説明があった影響率、未満率、それから影響率に関わるサンプル数を見ますと、仮に引上げ目安40円引き上がった場合のその前後を見ても、県内の僅か1,000名程度の人にしか直接影響を及ぼさない、そういう実態値が示されていると思っております。島根県の企業における支払い能力っていうのは、他県にも増して高い水準がキープされているというふうに我々は考えております。

それから、Bランク島根の議論ということでもありますけれども、やっぱり若い方にしっかり島根で働いてほしい、定着をしてほしいっていうことは、過去からこの審議会でも、あるいは様々な県や労働局や労使の関係の中でも目標としてきたことでもあります。そして、就職をするに当たってやはり若者が企業を見たときに、第一印象ではお休みの関係とか賃金の関係というのが一番気にされるところだということから、最低賃金額についてもきちんと学生に対してPRができる水準にしていこうということを共有してきたと思っております。

文科省の中の就職先別県外就職者数というのがあるのですが、これの今年の3月の状況を見ますと、全体数字が1,143名中、240名が県外就職という結果になっています。この県外就職する割合も全国平均を上回っているということですし、その240名の主な内訳としては、東京が21名、大阪が40名、広島が81名、次いで鳥取みたいなことになっているのですが、やはり我々が少し目標とすべき地域、格差を圧縮していくべ

き地域、ターゲットが明らかになってくるのではないかなとも思っています。最低賃金の審議とその結果において、他県とは違うという強いメッセージを、この審議会として若者に対して示していけたらいいなと思っています。

最初に申し上げましたように、今年度の議論が一刻も早く中央との格差、これを解消していくために、時給の900円の達成はもとより、1,000円に到達するための礎をつくらなければならないと考えています。

今年度も真摯で生産性のある審議に努めることをお誓い申し上げ、我々の主張とさせていただきます。

【部会長】 労側からどなたか、福田委員、島田委員ありますでしょうか。

【福田委員】 続きまして、菱農エンジニアリング労働組合の福田と申します。産別はJAMから参加しております。

御存じのとおり、JAMは金属加工業を中心とした製造業の中小企業の労働組合から成る産別であります。中央との分け方が鳥取、島根ということで、今回のデータについては鳥取を含むことをまずもって御承知おきください。

まず、JAMで調査した2023年の春闘時の全国の賃金の基礎額については、全国平均が26万5,580円に対し、山陰は22万9,837円となり、これは全国最下位となっております。

あわせて、山陽の27万3,455円、四国の25万8,459円と、西日本や近隣と比較しても低い水準にあります。

一方で、所定労働時間については、全国の平均が1,931時間に対し、山陰は50時間多い1,981時間となっております。この全国所定労働時間から時給を換算しますと、全国に関しては大体1,650円、山陰に関しては時給は1,392円となり、全国と比較しても時給において258円低いというのが実情であります。

続きまして、今春闘に関してのJAM山陰の動向をお伝えいたします。今回は構造維持分を算出して要求した34単組の全てにおいて構造維持分を獲得し、31単組がベア、是正を含む改善を獲得しています。ちなみに、改善獲得額は5,121円であり、過去最高と言われた昨年の2,113円を大幅に上回ることとなりました。

一方、今年の全国平均は5,330円となり、過去最高と言いながらも全国平均には大きく及ばない形となっております。

併せて、この春闘の総括から、価値を認め合う社会の実現に関する取組を行った単組は前年より下回りますが、電力や物価上昇の影響が大きく、

組合が働きかけずとも、実際価格転嫁をせざるを得ない状況であるというのが先ほどから言われているとおりです。

併せて、各年齢における賃金水準というのが、それまでは各社の賃金水準は各社の収益に応じたばらつきがあるものと考えられていたのですが、そればかりではなく地域相場が見られるということが分かりました。

例えば、出雲地協における30歳の賃金水準については、製造業を中心とし上昇を見られますが、これは現在、若年層の離職が進んでおり、各社中途採用を強化しているとして、採用に当たっては賃金の地域相場を意識せざるを得ないという実情があります。特に西部においては、受皿が大きく賃金水準の高い広島県への労働者の流出が懸念されており、これは労使ともに懸念されており、昨年春闘が既に大幅な賃上げ傾向は見られたのですが、今春闘についてもその傾向が引き続き表れました。

先ほど若年層の離職が進んでいるというお話をしたのですが、この若年層が離職後に同じ製造業を選ぶのではなく、より賃金の高い他業種に離れていくという傾向が見られます。このことを考えると、製造業としての魅力、賃金水準の底上げも、特定最賃という点ではこちらの必要性も感じられます。

また、併せて、若年層が先ほど言ったように県外に流出するということは、先ほどからお話がありましたけれど、これはこういった若年層の離職並びに、昨今非常によく言われている人手不足、こういった危機感を労使で共有して、働き先に選ばれる職場となるように島根県が一体となって、賃金水準を含めた職場環境の改善などを喫緊の課題として取り組んでいく必要があると思われます。すみません、以上です。

【島田委員】 お疲れさまです。次は島田でございます。

産別はUAゼンセンですが、先ほど福田委員の方からはJAM、主にもものづくりの産業のことのお話がありましたし、島根県全体のことは景山委員からありましたので、私ども最低賃金が直接影響しやすい時給で働く皆さん、小売業、サービス業の方を多く抱えていますので、サンプル数の関係もあって県内だけということではありませんが、全国同じ傾向だというふうに思っていますので、少し補足方々お話をさせていただきます。

実は、正社員の今年の私どもの賃上げというのは、大体、若干タイムラグはありますが、先に先行したところが1万円を超えていってしまったと。あと、頑張っについて行っているところも7,000円、8,000円の水準で賃上げをされています。これは、大手のところと中小のところと若干の差はありますが、例年ほどの差が出ていないということでもあります。

特にそこに影響してくるのが初任給だと思いますが、初任給を見ていきますと、これも比率的に若干のタイムラグはありますが、7,000円から、高いところは大きく1万5,000円ぐらい上がっているところが出てきております。特に小売業とサービス業で大きく上げているという傾向があります。大卒値上がり幅の方が一、二割多いと、こんな傾向が出ております。一般的には小売業、サービス業の方がどちらかというとな利なのではないか、連続した休みが取りにくいとか土日が休めないということがあって、より人不足なのではないかなというふうに見ております。

そして、時間給で働く方のところであります。主に流通業、小売業とサービス業ということではありますが、私どもの大手から中小までの先月、一月ぐらい前の集計の数値で見ますと、大体小売業で42円から45円、時給ですね、サービス業ではもう50円を超えているという賃上げのデータが出ています。これはまさに人不足の状況ではないのかな。特に小売業とサービス業というのは、時給で短時間で働いていただく方を組み合わせて、お昼に働ける方、夕方に働ける方を組み合わせて、一人全部で働いていただいているというケースが非常に多いわけです。その中でも、実際ホテルなんかと同じ地域の人を取り合いということが起こっておりますので、これも最低賃金、非常に大きく影響してまいりますので、同じ地域の中でもしっかりと上げていくということが、広い意味では、島根県東部は鳥取県西部と同じ、いわゆる文化地域もあります、経済レベルでもありますので、しっかりその辺り必要なのかなというふうに思っておりますので、是非よろしく願いをいたします。

私の方からは以上です。

【部会長】 ありがとうございます。
続いて、使側の方からございますでしょうか。

【森脇委員】 よろしいですか。

【部会長】 はい。

【森脇委員】 使用者側、森脇です。

先ほどの労働者側の委員の御意見、納得できる面が多々ございまして、同じ目線、同じ考えていうのは我々も共有していると御理解いただきたいというふうに思っています。問題は、少し申し上げるとやっぱり人手不足ですね。これは、島根県の有効求人倍率っていうのは全国でベストテン

にずっと入っている、ベストスリーとかベストファイブとかいうことで、1.5倍を超えていたと思うので、これがずっと続いてるっていうことがあって、昨年33円上がって857円になったところで、かつ今期の春の賃上げについても当然ながら賃上げを、そちらの労働側のデータのとおり賃上げも多々の企業が実施している状況ですが、これはやっぱり人手不足等解消のための賃上げっていう、言わば消極的賃上げであって、何とか定着を図っていききたいという、人材を引き止めたいっていうところがありますので、この辺が積極的な、アグレッシブな賃上げとはまたちょっと違うっていうふうに我々の方は理解しております。やむを得ず賃上げをしているっていうところも多々あるということがございます。

それから、24年問題で、特に運輸と建設に関しては非常に人手不足があって、どうやっても賃金だけではなかなか人が集まらないっていうのも事実でありまして、単純な賃上げだけの話ではないっていうところがあって、構造的なところをどうするかっていうところが使用者側の方で懸念しているところでもあります。24年問題というのが重く押し掛かっているっていうのは、我々の方にとって重い懸念材料というふうに考えています。

あと、我々の方の賃上げっていうのは、元々、従来この最低賃金審議会のデータとなるのが、先ほど事務局の方からも御説明がありました賃金改定状況調査票の4表の、特に③だと思っております、4表③であって、これが、島根県が属するのがBランクで、2.4%引上げなのですね。2.4%がBランクの引上げになっているわけでありまして、使用者としては従来この第4表の③、特に③だと思っておりますので、③について、これを重点にやっぱり考えて行きたいと考えております。これが前年の6月から今年の6月まで在籍していた人の賃上げ、実質の賃上げ率になっているわけですから、やっぱり2.4%というのを、これを重視していききたいというふうに考えております。

そして、パートナーシップ宣言、これ景山委員の方からもお話があったように直近で84社っていうことで、これは全く同感であります、御意見はそのとおりだと思っておりますが、残念ながら人件費の賃金の引上げについて、労働集約型の産業が多い島根県において賃金の引上げっていうものについて、これがうまく転嫁できてないというところがあって、非常に厳しいということが見受けられると。物価の原材料の高騰、これについては企業物価指数なんか消費者物価指数よりも高い上げ幅になっていると、上げ率になっているというところもあって、これについては企業、業界全体、親から子に、孫につながっていくときに、やっぱりこれは理解していただける。ところが、労働集約型の産業は下請産業が多いこの島根県

においては、賃金が上がったってということで、これがすなわち価格転嫁には即結びつかないというところが非常に難儀なところであるということを考えております。

最後であります。今、コロナ禍が一応形としては終了したというふうを考えておまして、企業活動はこれから活発化して行くというように考えておりますが、ゼロゼロ融資の返済が開始されているということ、それから、これまでの雇用調整助成金ほか国の支援策っていうのが縮小されていると、ほとんどコロナ特需っていうのがなくなってきたということもあって、これから企業っていうのは自活して行かなきゃいけないっていうところであって、特に中小零細企業にとってはディフュージョン・インデックスが非常にマイナスであると。これから先の見通しが立ってないっていうところも事実でありまして、大企業は、日銀短観等では当然ながら大手は見通しは良いっていう話には当然なるのですが、いわゆる中小企業、零細企業、日銀短観から漏れているような中小企業、零細企業にとっては、D Iは非常にマイナスであるというふうに御理解いただきたいというふうに思っています。支払い能力の点で、非常に中小零細企業にとってはこれから厳しい時期を迎えるというふうに考えております。以上です。

【若松委員】 使用者側の鐵工会、若松といいます。よろしく申し上げます。

私は製造業、とりわけ鉄鋼業界の現状を述べますが、皆さん御存じのように一昨年来から非常に原材料が高騰し、また、半導体をはじめいろんなものが世界的に不足していた中で、御存じのようにコロナのウイルスの蔓延によってサプライチェーンが寸断され、いろんなものの物流が止まってしまっていて、大変、これは何も大都会で、大企業だけではなくて、この島根県においても同じような状況が見られたわけでございます。

それで、先ほど来から価格転嫁の話が出ました。これも、我々も材料を扱っているのでございますけど、もう毎月のように価格が変わるわけですね。毎月のように、都度お客様が来られまして交渉されていくわけですね。それで、交渉がまとまったと思ったらまた材料が上がって、これいちごっこのような話で、恐らく全国的に見ても80%ぐらいというふうに言われていますけど、十分な価格転嫁ができない中で、今、加えて昨年の秋以降、今度はエネルギー、特に電気代、これが高騰してきたということで、電気代というのは等しく企業、個人もかぶさってくるわけですけど、製造業、特に鉄鋼業というものは装置産業でございますので、全て電気がないと機械が動かないですよ、加工機にしてもいろんな機械を動かす、工場内の照明もそうですけど、色々なところで大量のエネルギーを使うということで、

このエネルギー代も中々それこそ認めていただけない、価格転嫁ができないという状況です。

先ほど森脇委員も言われましたように、コロナ禍のいわゆる特別融資であるゼロゼロ融資が、もう直近でも返済が始まってくる、返済猶予の施策はこれから考えていただけるということは聞いておりますけど、これはやっぱり借りたものですからね、いわゆる返済がもうやってかないといけないということですけど、これもやっぱり経営者としては、非常に重く精神面にも押し掛かってくる。

加えて、先ほど言われた2024年問題。私も先般、先週ちょうどある商社の専門の方の説明を聞いてまいりました。もう確実に言えることは、来年全国で14万3,000人、これだけ人が不足するそうです。さらには、来年の4月から基準法の遵守ということで、これは全労働者に適用されるわけですが、またさらにということで、今考えていることは、DXとARを重ねて、例えば倉庫のシェアリングをしたり、あるいは全国規模で休んでいる倉庫、企業であったり、個人が持たれる、そういうのを活用するという動きがようやく始まっている、これは恐らく人間の力ではできませんので、そういうことでいろんな島根県は下請、孫請の対象の企業がございまして、そういうことでいろいろ考えるのですね。それは人への投資ということで言えば、やっぱり最低賃金は上げることってというのは反対ではございません。ただその上げ幅というのは、あまりにも上振れし過ぎると、やっぱり企業経営の継続という観点からはなかなか厳しいなというのが今の感想でございます。以上です

【松浦委員】 すみません、商工会議所の松浦でございます。

私の方は、やっぱりいろんな会員事業所あるわけですけども、大きな企業からもちろん入っていただいておりますけども、多くは中小、小規模、あるいは零細の皆さんが仲間ということであります。そういった中で、消費者物価がかなり上昇している中で、生活が非常に厳しい方、たくさんいらっしゃるということも十分理解しておりますし、最低賃金も上がっていくということはある程度やむを得ない事情もあると思っておりますが、先ほど話がありましたように、あまりにも上がり幅が大きいと非常に厳しい状況じゃないかなと思っております。

その中で、去年も最終的には採決によって決着したわけですけども、やっぱり我々としては生計費や賃金、或いは、いわゆる支払い能力の3要素、これらを前提にしてしっかり納得感のある議論をやっぱりしていただきたいと思っておりますので、時間は掛かっても納得のある議論をぜひお願い

をしたいと思っています。

先ほどちょっと森脇さんからも話がありましたけども、たくさん賃上げの圧力っていうのがかなりあって、その流れもやっぱり防衛的賃上げってよく言われるのですけども、やっぱりそういった賃上げをせざるを得ないという事業所がたくさんあって、これでは中々、やっぱり持続的に賃上げができることが必要ではないかなと思っていますので、そういった環境整備をどうしていくのか、鶏が先か卵が先かじゃないですけど、今日も伝達の中にもありましたけども、やっぱり様々な支援等々行って、環境整った上での賃上げっていうのがまずあるべきではないかなと思っていますので、それらをしっかりとまたお願いをしたいなと思っています。特に業務改善助成金については、なぜ利用が低いのかということも是非是非、ちょっと我々もいろいろ調査をしないといけないのですけども、そういったこともしっかりと背景を調べていただいて、もっと活用できるような方法というのがないのかなというところも是非お願いをしたいなと思っています。

それから、もう一つは、パートナーシップ宣言についても、私たちも、これも日本商工会議所が提唱していることもありますので我々も一生懸命やっていますけども、中々島根県の場合は進んでいってないと、鳥取県に次いで全国下から2番目ということも重々承知していますので、これもしっかりと行かないといけないなと思っています。

それから、島根県の場合は、さっき、中小、小規模ということを行いましたけども、経営者の年齢が非常に高齢化していると。そういった中で後継者不在率というのが全国1番なのですよね。これらもこういった賃金上昇に向けて厳しいことになると思っていますので、こういったことも対応していかないといけないというふうに思っています。

そういった状況の中で、上げられるものは上げないといけないと皆さん思っておられますし、我々も今日も労側が言われたことも重々承知をしながら、しっかりと議論をさせていただければというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

労使とも基本的な考え方、意見の表明がありました。労側の意見を聞かれて使側から、また、使側の意見を聞かれて労側からお話することはありますでしょうか。

【景山委員】 使用者側に対してと言うことではございませんが、今後の審議にあつ

て我々の考え方というのを御示ししておきたいと思えます。

Bランクにとって、島根県にとって一番良い地点を目指そうということ
でございますし、先ほど経営者の皆様がおっしゃったとおり、納得感のあ
る議論を展開することは我々も同じ立場でございます。

さらに、傍らでは10月1日発効ということも意識をしながら進めてい
きたいと思っておりますが、どちらかというところでは現在のウエイトでは納得感の
ある議論ということが、昨年の反省をもとに強くしているところでありま
す。

次回の会議の中では具体的な要求金額をお示ししながら、詰めていき
たいという風に思えますし、理解を求めていきたいと思っております。

以上です。

【森脇委員】 これまでの審議会・部会においては、「島根県らしく」というキーワ
ードが一つありまして、やっぱり島根県らしい決め方。具体的にどうかとい
う話しではなくて、そういう気持ちで公労使一体となって審議を進めてま
いりたいという考えであります。

【部会長】 ありがとうございます。
納得感のある議論を公労使できちんとして行くということではしてい
きたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。
先ほど、話がありましたけれども各側から基本的な考え方・意見の表明が
ありましたが、金額の提示案はお持ちでしょうか。

【景山委員】 ありません。

【森脇委員】 ないです。

【部会長】 分かりました。それでは、本日これ以上の審議を続けましても進展はない
と思われまので審議を次回に持ち越したいと思えます。
ありがとうございます。

【部会長】 それでは、会議次第の8番目の「その他」ですが、委員の皆様、何かあり
ますか。
(「ないです」)

【部会長】 事務局から何かありますか。

【室 長】 次回専門部会の日程の確認です。

次回第2回専門部会ですが、本日の第1回と併せて通知しました通り8月3日（木）午後1時30分からの開催を予定していますが、予定通りでよろしいでしょうか。

（「はい」）

それでは、その方向で準備したいと思います。

【部会長】 それでは次回の第2回専門部会は、8月3日（木）午後1時30分から開催します。

次回専門部会は公開とし、議事録も公開します。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。